

横浜市通所介護相当サービス重要事項説明書

1. 事業所概要

サービス提供を行う施設	所在地	神奈川県横浜市緑区霧が丘3-23		
	名称	霧が丘地域ケアプラザ デイサービス	電話	Tel 045-920-2020 Fax 045-920-2021
介護保険指定番号	横浜市通所介護相当サービス（1473802518）			
管理責任者	氏名	林 ゆかり	連絡先	上記と同じ
営業日 営業時間	月～土祝	8:30～18:30（サービス提供は9:30～18:00） （但し、12月29日から1月3日までを除きます。）		
施設概要	定員	35人（1日あたり）		
	機能訓練室兼食堂	1室		
	相談室	1室		
	静養室	1室		
	浴室	1室		
	送迎車	3台以上		
職員体制（兼務有）		職員数	業務内容	
	管理者	1名	施設運営管理など	
	生活相談員	2名以上	生活相談・生活指導、 横浜市通所介護相当サービス計画の策定等	
	看護職員	1名以上	健康チェック、養護等	
	介護職員	5名以上	介護サービス等	
	機能訓練指導員	1名以上	機能訓練等	
併設事業所	地域包括支援センター		居宅介護支援事業所	

2. サービスの内容

- (1) 横浜市通所介護相当サービス（以下、「通所介護等」といいます。）はご利用者が奉優会の管理運営する施設に通って、当該施設において、食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他ご利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。
- (2) 奉優会は上記の施設及び日程によりサービスを提供します。
- (3) サービス提供にあたっては「横浜市通所介護相当サービス計画書」に沿って計画的に提供します。

サービス 内容	横浜市通所介護相当サービス計画に沿って送迎サービス、食事サービス、機能訓練(日常動作訓練)、その他必要な介護をおこないます。	
	送迎サービス	心身の状況、送迎時間に配慮し、安全で快適な送迎を行います。車椅子での乗車も可能です。
	食事サービス	昼食の提供をします。 刻み食等の対応も可能です。
	機能訓練(日常動作訓練・歩行訓練)	上下肢筋力運動＋歩行訓練により生活機能・歩行レベル維持・向上を目指します。
	入浴サービス	一般浴・特殊浴により、入浴サービスを提供します。
	生活相談	利用者や家族からの介護等に関する相談をお受けします。
	趣味いきがい活動	手工芸・ゲームなど、趣味や生きがいにつながる活動を行います。
	その他介護サービス	その他、必要に応じて介護サービスを行います。
サービス 提供地域	緑区 霧が丘・長津田みなみ台・長津田町・長津田・いぶき野・十日市場町・新治町・三保町、旭区 若葉台にお住まいの方。	

3. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、あらかじめ定めた「通所介護記録書」の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業所は、一定期間ごとに「通所介護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「通所介護記録書」、その他の記録を作成して、ご利用者に説明のうえ交付すると共に、介護予防支援事業所に提出します。
- (3) 事業所は、前記「通所介護記録書」その他の記録をサービス終了後 5 年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はご利用者の実費負担(1 枚 10 円)により、その写しを交付します。

4. 利用者負担金

- (1) 介護保険からの予防給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として基本料金(利用料金表)の 1 割又は 2 割又は 3 割です。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の予防給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
また、要支援認定区分が自立と判定した方など何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【利用料金表】

<1 割負担>

	1ヶ月あたりの自己負担金額
通所型独自サービス1	1,928 円
通所型独自サービス 2	3,882 円
通所型独自サービス/22	1,928 円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	172 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	95 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅰ/2	189 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	78 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅱ/2	155 円(1 月あたり)
科学的介護推進体制加算	43 円(1 月あたり)
若年性認知症受入加算	258 円(1 月あたり)
送迎減算	-51 円(片道につき)
昼食代	700 円(1 回あたり)
おやつ代	100 円(1 回あたり)
教材費(材料費)	実費
その他 上記の他、おむつ代等は自己負担となります。	

<2 割負担>

	1ヶ月あたりの自己負担金額
通所型独自サービス1	3,855 円
通所型独自サービス 2	7,764 円
通所独自サービス/22	3,855 円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	343 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	189 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅰ/2	378 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	103 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅱ/2	309 円(1 月あたり)
科学的介護推進体制加算	86 円(1 月あたり)
若年性認知症受入加算	515 円(1 月あたり)
送迎減算	-101 円(片道につき)
昼食代	700 円(1 回あたり)
おやつ代	100 円(1 回あたり)
教材費(材料費)	実費
その他 上記の他、おむつ代等は自己負担となります。	

<3 割負担>

	1ヶ月あたりの自己負担金額
通所型独自サービス1	5,783 円
通所型独自サービス 2	11,646 円

通所型独自サービス/22	5,783 円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	515 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	283 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅰ/2	566 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	232 円(1 月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅱ/2	463 円(1 月あたり)
科学的介護推進体制加算	129 円(1 月あたり)
若年性認知症受入加算	772 円(1 月あたり)
送迎減算	-151 円(片道につき)
昼食代	700 円(1 回あたり)
おやつ代	100 円(1 回あたり)
教材費(材料費)	実費
その他 上記の他、おむつ代等は自己負担となります。	

加算金額	1 ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の 1 ヶ月あたりの自己負担金額
科学的介護推進体制加算	43 円(1 ヶ月あたり: 1 割の場合)	
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※利用料の 11.1%相当額を算出し請求させていただきます	
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※利用料の 12.0%相当額を算出し請求させていただきます	
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※利用料の 10.9%相当額を算出し請求させていただきます	
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※利用料の 11.8%相当額を算出し請求させていただきます	
自費金額		
昼食材料費	700 円(1 食あたり)	
おやつ	100 円(1 食あたり)	
その他 上記の他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。		

令和8年 6月 改定

(3) 支払い方法

事業所は、翌月の 25 日頃までに前月分の請求をいたします。

翌月 27 日に口座引落としにてお支払いいただきます。

引落としの手数料は事業所が負担します。

5. 早退、キャンセル及びサービスの中止など

(1) ご利用者がサービスの中止をする際には、すみやかに次の連絡先(又は前記の管理責任者連絡先)までご連絡ください。

連絡先(電話): 横浜市霧が丘地域ケアプラザデイサービス 045-920-2020

(2)ご利用者都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日午後6時までにご連絡ください。同時刻を過ぎてからのキャンセルは、昼食材料費として次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

① ご利用日の前営業日午後 6 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日午後 6 時以降にご連絡いただいた場合 (昼食代 700 円・おやつ代 100 円として)	¥800

*ご利用日が月曜日または休前日の場合ご注意ください。

(3)ご利用者がサービス利用中に早退をした場合の利用料金は、昼食材料費をご利用者の支払日に合わせてお支払いいただきます。ただし、基本料金以外のその他の利用料金に関しては、利用した場合のみお支払いいただきます。

(4)健康上の理由による中止

- ③ 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ④ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族にご連絡の上対応いたします。
- ⑤ サービスをご利用中に体調が悪い場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上対応いたします。また、必要に応じて主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

6. その他

(1)事故が発生した場合は、家族等へ連絡するとともに、必要に応じて、市区町村や関係 機関等に連絡をとり、対策をとります。利用者に賠償すべき事故の場合は速やかに損害賠償を行います。なお、損害賠償の範囲は、裁判の判例などを鑑みて、一般的な相当因果関係にあたるものを指します。

(2)従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

7. 社会福祉法人 奉優会の概要

(1)事業概要

名称・法人種別	社会福祉法人 奉優会
代表者役職・氏名	理事長 香取 寛
本部所在地・電話番号	東京都世田谷区駒沢 1 丁目 4 番 15 号 真井ビル 5 階 TEL 03-5712-3770
事業内容	1、 特別養護老人ホーム
	2、 短期入所生活介護
	3、 介護予防短期入所生活介護
	4、 通所介護事業所
	5、 介護予防通所介護事業所

	6、 認知症対応型通所介護事業所
	7、 介護予防認知症対応型通所介護事業所
	8、 訪問介護事業所
	9、 介護予防訪問介護事業所
	10、地域包括支援センター
	11、居宅介護支援事業所
	12、介護予防支援事業所
	13、老人福祉センター
	14、敬老館
	15、配食事業
	16、グループホーム
	17、小規模多機能型居宅介護

令和 3年4月現在

(2)運営の方針

奉優会では、顧客満足を得ることや、潜在的な利用者ニーズを社会のシステムとして具体化し、社会のニーズや「夢」を実現することを通して、広く社会に貢献していくことが必要であると考えます。そのためには社会の新しいニーズ(ソーシャル・ニーズ)を見つけ出し、それに対応する力(ソーシャルワーカーズ・アビリティ)を磨き、社会貢献を通じて法人の社会的責任を担う(ソーシャルレスポンシビリティ)これらの3点を融合させながら、社会全体のニーズを満たすことのできる法人を目指していきます。

(3)個人情報の取り扱いについて

【個人情報の収集、利用及び提供】

- 1.個人情報の収集は、介護関係ならびに関連事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- 2.個人情報の利用は、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
- 3.個人情報の第三者への提供は、情報を頂いたご本人の依頼、または同意の無い限り提供することはありません。また、同意のもと、提供、委託を行う場合においても、その個人情報に対しては、適正に管理・監督を行って参ります

＜同意をいただく必要がある個人情報の利用目的の範囲について＞

- 1.奉優会が、ご利用者様からの依頼にもとづいた各種サービスを提供するための利用。
- 2.提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務での利用。
- 3.サービス提供に係わる、事業所等の管理運営業務での利用。
- 4.ご利用者からの依頼に基づいた適正なサービスを提供するための、他サービス事業者や介護予防支援事業所との連携(サービス担当者会議)、照会への回答。
- 5.ご家族への心身の状況説明。
- 6.当法人からのサービス等のご案内をするための利用。
- 7.当法人からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための利用。

- 8.各事業に関する顧客動向分析もしくは商品開発等の調査分析のため。
- 9.行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務付けられている事項に対する利用。
- 10.その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿う利用。

8.緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター(居宅介護支援事業者)等への連絡をいたします。

主治医	かかりつけ医院	緊急連絡先	氏名	
	主治医氏名		住所	
	住所		電話番号①	
	電話番号		電話番号②	

9.サービス内容に関する苦情

当事業所お客様相談・苦情担当

担当 事業所責任者 連絡先 045-920-2020

上記以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区窓口：横浜市緑区 高齢・障害支援課 介護保険担当 連絡先：045-930-2311

横浜市旭区 高齢・障害支援課 介護保険担当 連絡先：045-954-6125

市窓口：横浜市健康福祉局 介護事業指導課（はまふくコール）

連絡先：045-263-8084

神奈川県国民健康保険団体連合会：介護苦情相談課 連絡先：045-329-3447

10. 非常災害対策

- ・ 防火管理責任者 林 ゆかり
- ・ 避難訓練 年 2 回 ・ 防災訓練 年 2 回 ・ 通報訓練 年 2 回

11. 身体拘束について

ご利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者およびその家族に十分な説明を行い、同意を得て実施し記録します。

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置その結果について職員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、該当事業所職員又は擁護者（ご利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行ない、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について職員へ周知します。ほか、指針の整備、研修及び訓練を実施します。また、新たな感染症発生時には、BCP（業務継続計画）に基づいて対応します。

14. 福祉サービス第三者による評価の実施

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、公正・中立な第三者が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、福祉第三者評価です。評価の結果は、介護サービス情報公表システムのホームページにて確認できます。

☐ 実施している

☒ 実施していない

15. 連帯保証人について

(1) 連帯保証人は、本契約から生じるご利用者の債務（本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務を含みます）（ご利用者代理人が契約者本人として事業者に対して債務を負う場合にはこれを含むものとします）を連帯して保証します。本契約が更新された場合においても、同様です。

(2) 前項の連帯保証人の負担は、極度額 300 万円を限度とします。

(3) 連帯保証人の請求があったときは、奉優会は、連帯保証人に対し、遅滞なく、主たる債務者の債務の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額その他民法 458 条の 2 に定める主たる債務について情報を提供します。

16. ハラスメントについて

事業所は適正な支援の提供を確保する観点から、職場において及びご利用者・ご利用者家族より行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(1) 職場及び介護の現場におけるハラスメント（カスタマーハラスメント・セクシャルハラスメントを含む）を防止する為に基本方針を定め従業者に周知・啓発をする。

- (2)ハラスメントの対応マニュアルを作成し対処方法、ルールの周知・啓発、研修を実施するものとする。
- (3)相談（苦情を含む）に応じ、適切な相談対応のための体制を整備し従業者に対し相談窓口等について周知を行う。

横浜市通所介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人奉優会 所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル5階

名 称 社会福祉法人 奉優会

代表者 理事長 香取 寛 印

私は、本書面により、横浜市霧が丘地域ケアプラザデイサービスから横浜市通所介護相当サービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意いたしました。

利用者 住所: _____

氏名: _____ 印

(代理人・ご家族・その他)※該当する項目に○をつけてください

ご利用者との関係 _____

氏名: _____ 印